

北陸新幹線開業市民参加型啓発事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市民が主体となって取り組む北陸新幹線の開業に向けた機運の醸成活動について、経費の一部を補助することで、市民の北陸新幹線建設事業への理解を深めるとともに、広く北陸新幹線の開業に向けた機運醸成を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に活動拠点を有し、5人以上で構成する団体とする。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、補助対象者が主体的に取り組む北陸新幹線の開業に向けた啓発活動等であって、当該年度の3月20日までに完了するものとする。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に係る経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信費
- (6) 保険料
- (7) 使用料
- (8) 原材料費
- (9) 備品購入費
- (10) 委託料
- (11) その他市長が必要と認める経費

2 対象経費について、この補助金以外の補助等の適用を受けている場合は、当該補助額等を控除した額とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、区分ごと対象経費の額に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

区 分	補助率	上限額
啓発効果が3年以上期待できる持続性の高い事業	10分の10以内	1件につき30万円
その他の事業	2分の1以内	1件につき10万円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、北陸新幹線開業市民参加型啓発事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定しなければならない。

(交付の条件等)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 対象事業の内容または経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 対象事業を中止または廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 対象事業が予定期間内に完了しない場合または対象事業の遂行が困難と認められる場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件
(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、北陸新幹線開業市民参加型啓発事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）を作成し、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(対象事業の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助団体」という。）は、対象事業の内容または経費の配分を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助団体は、対象事業が完了したときは、速やかに北陸新幹線開業市民参加型啓発事業費補助金実績報告書（様式第3号）を作成し、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により当該対象事業に交付する補助金の額を確定し、補助団体に文書により通知しなければならない。ただし、確定額が第9条により通知した金額と同額の場合は、確定した旨の通知を省略することができる。

(補助金等の請求)

第13条 補助団体は補助金の交付を受けようとするときは、北陸新幹線開業市民参加型啓発事業費補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助団体の指定する金融機関に口座振替により、請求書を受領した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、申請に虚偽または不正があったときは、補助団体に対する補助金の交付を取り消し、その全部を返還させるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

北陸新幹線開業市民参加型啓発事業費補助金交付申請書			
小浜市長		様	
		令和 年 月 日	
		申請者 所 在 地	
		名 称	
		代表者の職・氏名	
北陸新幹線開業市民参加型啓発事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。			
交付申請額		円	
事業の目的 および内容			
期待できる 事業の効果			
収入 の 部	科 目	予算額	摘 要
	市補助金	円	
		円	
		円	
	合 計	円	
支出 の 部	科 目	予算額	摘 要
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
担当課所見			

[illegible]

代表者の職・氏名

令和 年 月 日付で申請のあった北陸新幹線開業市民参加型啓発事業費補助金について、北陸新幹線開業市民参加型啓発事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付する。

小浜市長

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け北陸新幹線開業
市民参加型啓発事業費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、 円とする。
- 3 対象事業の内容または経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、
市長の承認を受けること。
- 4 対象事業を中止または廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- 5 対象事業が予定期間内に完了しない場合または対象事業の遂行が困難と認められる場
合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 6 当該補助金を他の経費に流用してはならない。

